

学生各位

学生課 学生係

## 前期授業料免除について(1～3年生)

このことについて、授業料免除を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

要項配付期間 4月6日(木)～5月8日(月)

書類提出期限 5月9日(火) 17時 ※書類受取後の必要書類提出期限

対象者 次のいずれかに該当する者

- ①授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合  
(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変は、風水害等の災害を受けたものとして扱います。)
- ②授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ③在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ④就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- ⑤その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

その他

- ・1年生から3年生は、原則、高等学校等就学支援金制度により支援されます。
- ・書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。

以上